徳島県報

発行者　徳島県
発行所　徳島県監察局
法制文書課

定期第７８号　令和元年９月４日発行

目　　次

※は県例規集登載

【告示】

番　号	表　　題	担当課名
３５６	生活保護法の規定による医療機関を指定した件	国保・自立支援課
３５７	生活保護法の規定による介護機関を指定した件	同
３５８	同	同
３５９※	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき薬物を指定する件	薬務課
３６０	利用料金の額の変更を承認した件	都市計画課

徳島県告示第三百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として、次のとおり指定した。

令和元年九月四日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

名称	所在地	開設者	指定年月日
はじめ調剤薬局大原店	徳島市大原町池ノ内四―一	株式会社はじめ調剤薬局	令和元年七月二十六日

徳島県告示第三百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として、次のとおり指定した。

令和元年九月四日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
一般社団法人鳴門市医師会	鳴門市撫養町南浜字東浜四三五	鳴門市医師会訪問看護ステーション	鳴門市撫養町南浜字東浜四三五	介護予防訪問看護	平成三十一年四月十六日

徳島県告示第三百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として、次のとおり指定した。

令和元年九月四日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人修誠会	徳島市中通町一丁目九	介護老人保健施設敬愛の家	板野郡北島町中村字八丁野二二―一	介護予防通所リハビリテーション	令和元年五月三日

徳島県告示第三百五十九号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和元年九月四日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　薬物の名称等

1　化学名　N－フェニル－N－［1－（2－フェニルエチル）ピペリジン－4－イル］シクロペンタンカルボキサミド（通称　Cyclopentyl fentanyl）及びその塩類

2　化学名　5－ペンチル－2－（2－フェニルプロパン－2－イル）－1H－ピリド［4、3－b］インドール－1－オン（通称　CUMYL－PEGACLONE）及びその塩類

3　化学名　5－（5－フルオロペンチル）－2－（2－フェニルプロパン－2－イル）－1H－ピリド［4、3－b］インドール－1－オン（通称　5F－CUMYL－PEGACLONE）及びその塩類

二　指定の理由

一の1から3までに掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三　指定の効力発生の日

令和元年九月五日

徳島県告示第三百六十号

徳島県都市公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十号）第十五条の二第二項後段の規定に基づき、徳島県月見が丘海浜公園の有料公園施設の利用料金の額の変更について次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月四日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　利用料金の額

有料公園施設の種類	単位	利用料金の額
コテージ	一棟一日	一二、五六〇円に、利用者（学齢に達しない者を除く。）一人につき八三〇円（小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者にあっては、四一〇円）を加算した額
研修室	一室半日	二、一六〇円
	一室一日	三、一三〇円
ロッカー	一個一回	一〇円
シャワー	一人一回	六〇円

備考　「一日」とは利用時間が四時間以上の場合をいい、「半日」とは利用時間が四時間未満の場合をいう。

二　適用

令和元年十月一日以後の徳島県月見が丘海浜公園の有料公園施設の利用に係る利用料金について適用する。